

建管第1075-5号
令和3年 2月19日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長
小高 巖 (公印省略)

ICT活用工事において準用する要領及び基準について

標記について、令和元年11月28日付け建管第901-5号通知を下記のとおり改定したので参考送付します。

記

1 要領及び基準

- ・「ICT活用工事（土工）試行要領」第8条
- ・「ICT活用工事（舗装工）試行要領」第7条
- ・「ICT活用工事（地盤改良工）試行要領」、「ICT活用工事（舗装修繕工）試行要領」、「ICT活用工事（法面工）試行要領」、「ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領」及び「ICT活用工事（作業土工（床堀））試行要領」第6条に規定するICT活用工事において準用する要領及び基準は、別添のとおりとする。

2 適用年月日

令和3年 2月22日以降に起工する工事に適用する。

ただし、それ以前に起工した工事であっても、受発注者間の協議により適用することができる。

3 その他

要領及び基準は、建設管理課ホームページを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-gijutu-reikisyu.html>

担 当：埼玉県県土整備部建設管理課

【電子納品以外に関すること】

技術管理担当 中野、桑原

電話：048-830-5201

【電子納品に関すること】

土木積算・建設IT担当 青木、小嶋

電話：048-830-5199

ICT活用工事において準用する要領及び基準

| No | 要領・基準名称 | 要領年月 | 新規改定 | 概要 | 改定概要 |
|----|--|-------|------|---|--|
| | (3次元設計データ作成) | | | | |
| 1 | LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準(案) Ver.1.3 【同運用ガイドライン(案)を含む】 | H31.3 | 改定 | 3次元設計データ(LandXML)のデータ形式やデータ交換方法についてを示したもの | ・3次元設計データの作成における課題に対応 |
| | (土工編、法面工編、出来形管理要領) | | | | |
| 2 | 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工における無人航空機による空中写真測量を用いた出来形管理手法を定めたもの | ・対地高度について「地上画素寸法(10mm/画素以内)を確保」→「必要な精度を確保できる地上画素寸法」に改定。 ・SfMの利用について追記。 ・オルソ画像の基準等について追加。 |
| 3 | 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工における地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 4 | TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案) | H30.3 | 改訂なし | 【欠測の補足や小規模土工等で使用】 土工におけるトータルステーション等光波方式を用いた出来形管理手法を定めたもの | — |
| 5 | TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 【欠測の補足や小規模土工等で使用】 土工におけるTS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 6 | RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案) | H30.3 | 改訂なし | 【欠測の補足や小規模土工等で使用】 土工におけるRTK-GNSSを用いた出来形管理手法を定めたもの | — |
| 7 | 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工における無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 8 | 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工における地上を移動しながら計測するレーザースキャナーを用いた出来形管理の手法を定めたもの | ・バックホウ搭載レーザースキャナー計測システムの試験概要および試験条件等について追加 ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 9 | 音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案) | H29.3 | 新規 | 河川浚渫工事における音響測深機器を用いた出来形管理の手法を定めたもの | — |
| 10 | 施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案) | H30.3 | 新規 | 河川浚渫工事における施工履歴データを用いた出来形管理手法を定めたもの | — |
| 11 | TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案) | H30.3 | 新規 | 護岸工事におけるトータルステーション等光波方式を用いた出来形管理手法を定めたもの | — |
| 12 | ステレオ写真測量(地上移動体)を用いた土工の出来高算出要領(案) | H30.3 | 新規 | 自己位置を把握できる状況でのステレオ写真測量による土工の出来高算出方法を定めたもの | — |
| 13 | 地上写真測量(動画撮影型)を用いた土工の出来高算出要領(案) | H30.3 | 新規 | スマートフォン・デジタルカメラなどで撮影した動画を用いた土工の出来高算出方法を定めたもの | — |

ICT活用工事において準用する要領及び基準

| No | 要領・基準名称 | 要領 年月 | 新規 改定 | 概要 | 改定概要 |
|----|--|----------|----------|---|---|
| | (土工編、法面工編、出来形管理の監督・検査要領) | | | | |
| 14 | 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工における無人航空機による空中写真測量を用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | ・SfMの利用について追記 ・オルソ画像を納品することにより「写真管理基準(案)」で求められる写真に代えることができる旨を追記。 ・照査結果資料について、河川と道路を分けて記載。 |
| 15 | 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工における地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 16 | TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) | H30.3 | 改訂 なし | 土工におけるトータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |
| 17 | TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工におけるTS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 18 | RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) | H30.3 | 改訂 なし | 土工におけるRTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |
| 19 | 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工における無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 20 | 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) | R2.3 | 改定 | 土工における地上を移動しながら計測するレーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 ・バックホウ搭載レーザースキャナー計測システムの試験概要および試験条件等について追加。 |
| 21 | 音響測深機器を用いた出来形管理の監督検査要領(河川浚渫工事編)(案) | H30.3 | 新規 | 河川浚渫工事における音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |
| 22 | 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案) | H30.3 | 新規 | 河川浚渫工事における施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |
| 23 | TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工編)(案) | H30.3 | 新規 | 護岸工事におけるトータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |
| | (土工編、品質管理要領) | | | | |
| 24 | TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 | R2.3 | 改定 | TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理に必要な基準類を解説したもの | ・「試験施工」における、基準に規定のない事項について、指針等の参照を追記 |
| | (土工編、品質管理の監督・検査要領) | | | | |
| 25 | TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領 | H30.3 | 改訂 なし | 土工におけるTS・GNSSを用いた盛土の締固め目の監督・検査手法を定めたもの | — |

ICT活用工事において準用する要領及び基準

| No | 要領・基準名称 | 要領 年月 | 新規 改定 | 概 要 | 改定概要 |
|----|--|----------|----------|--|--|
| | (舗装工事編、出来形管理要領) | | | | |
| 26 | 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) | R2.3 | 改定 | 舗装工事における地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 ・平坦性に関する出来形管理基準等について追加 ・厚さあるいは標高較差管理におけるTLS直下の欠測の取扱いについて追記 |
| 27 | TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) | H30.3 | 改訂 なし | 【欠測の補足や小規模土工等で使用】 舗装工事におけるトータルステーションを用いた出来形管理手法を定めたもの | — |
| 28 | TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) | R2.3 | 改定 | 【欠測の補足や小規模土工等で使用】 舗装工事におけるTS(ノンプリ)を用いた出来形管理の手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 ・電子納品の作成について、より詳細に記載。 |
| 29 | 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) | R2.3 | 改定 | 舗装工事における地上を移動しながら計測するレーザースキャナーを用いた出来形管理の手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| | (舗装工事編、出来形管理の監督・検査要領) | | | | |
| 30 | 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案) | R2.3 | 改定 | 舗装工事における地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 31 | TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案) | H30.3 | 改訂 なし | 舗装工事におけるトータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |
| 32 | TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案) | R2.3 | 改定 | 舗装工事におけるTS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査の手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| 33 | 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案) | R2.3 | 改定 | 舗装工事における地上を移動しながら計測するレーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | ・測定精度の確認頻度について「6か月以内」→「12か月以内」に改定 |
| | (地盤改良工事編、出来形管理要領) | | | | |
| 34 | 施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案) | H30.3 | 改訂 なし | 地盤改良工事における施工履歴データを用いた出来形管理手法を定めたもの | — |
| 35 | 施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案) | R2.3 | 新規 | 地盤改良工事における施工履歴データを用いた出来形管理手法を定めたもの | — |
| | (地盤改良工事編、出来形管理の監督・検査要領) | | | | |
| 36 | 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案) | H30.3 | 改訂 なし | 地盤改良工事における施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |
| 37 | 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案) | R2.3 | 新規 | 地盤改良工事における施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |

ICT活用工事において準用する要領及び基準

| No | 要領・基準名称 | 要領 年月 | 新規 改定 | 概要 | 改定概要 |
|------------|-------------------------------------|----------|----------|---|---|
| | (舗装修繕工事編、出来形管理要領) | | | | |
| 38 | 施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案) | R2.3 | 新規 | 舗装工(路面切削)における施工履歴データを用いた出来形管理手法を定めたもの | — |
| | (舗装修繕工事編、出来形管理の監督・検査要領) | | | | |
| 39 | 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案) | R2.3 | 新規 | 舗装工(路面切削)における施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査手法を定めたもの | — |
| | (その他、出来形管理要領) | | | | |
| 40 | 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案) | R2.3 | 改定 | 3次元計測技術を用いて出来形計測を行う手法を定めたもの | <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲に法面工及び法枠工を追加。 ・道路編(トンネル)を追加。 ・出来形対象に項目(高さの端部、枠中心間隔、基準高)を追加。 |
| | (その他、出来形管理の監督・検査要領) | | | | |
| 41 | 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案) | R2.3 | 改定 | 3次元計測技術を用いて出来形計測を行う際の監督・検査手法を定めたもの | <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲に法面工に法枠工を追記、道路編(トンネル)を追加。 ・6-2出来形計測に係わる実施検査において、項目(高さの端部、枠中心間隔、基準高)を追加。 |
| | (ICT建設機械 精度確認要領) | | | | |
| 42 | ICT建設機械 精度確認要領(案) | H30.3 | 改訂 なし | ICT建設機械を用いて出来高・出来形管理を実施する際の精度を確保する手法を定めたもの | — |
| | (施工管理関係書類様式) | | | | |
| 43 (参考) | 帳票:出来形合否判定総括表 | H30.3 | 改訂 なし | 出来形合否判定に必要な帳票の様式を示したものの | — |

※要領及び基準等は、国土交通省ホームページにて閲覧できます。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan.tk_000031.html